

ご利用について

①ご利用になれる方（対象者）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識および能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例があげられます。

1. 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
2. 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された方
3. 1、2に該当しない方であって、50歳に達している方または障害基礎年金1級受給の方
4. 1、2、3に該当しない方であって、一般就労の場やA型事業所による雇用の場が乏しい地域または就労移行支援事業所が少ない地域において、協議会などからの意見に基づいて一般就労への移行が困難と市区町村が判断した方（2015（平成27）年3月31日までの経過措置）
5. 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経たうえで、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方。

②サービスの申し込みから利用開始まで

1. 施設見学

まずはお気軽に見学にお越しください。（事前に日時をご予約ください。）

2. 聞き取り(アンケート)

施設見学時にご利用希望者さまと体験実習など今後について聞き取りを行わせていただきます。

3. 利用の手続き

体験実習・意思確認等を終え市区町村窓口への申請手続を行っていきます。（相談支援への依頼が必要となります。）

4. サービス開始

3.の支給決定後、当施設との契約のうえサービスが開始となります。